

○大阪市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

平成25年3月4日

条例第29号

大阪市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例を公布する。

大阪市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第97条第1項から第3項までの規定に基づき、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準)

第3条 第1条の基準は、次条、第5条及び第7条に定めるもののほか、次に掲げる規定に定めるところによる。

- (1) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号。以下「介護老人保健施設基準」という。）第1条、第1条の2、第2条（医師及び看護師の員数に係る部分を除く。以下同じ。）、第3条（療養室、診察室及び機能訓練室に係る部分を除く。）、第4条から第23条まで、第24条第1項、第24条の2から第37条まで及び第38条第1項並びに附則（第4条、第8条から第11条まで、第13条、第14条、第15条第1項及び第16条（機能訓練室に係る部分に限る。）を除く。以下同じ。）
- (2) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成17年厚生労働省令第139号）附則第6条
- (3) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第33号）附則第9条
- (4) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号。以下「令和6年改正省令」という。）附則第2条、第4条及び第6条（これらの規定のうち介護老人保健施設基準に係る部分に限る。以下同じ。）

(管理者の責務)

第4条 介護老人保健施設の管理者は、前条に定める基準のうち、介護老人保健施設基準第5条から第23条まで、第24条の2から第37条まで及び第38条第1項並びに令和6年改正省令附則第2条、第4条及び第6条に係る部分並びに次条の規定を従業者に遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(記録の整備)

第5条 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する介護老人保健施設基準第38条第2項各号に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

(ユニット型介護老人保健施設の施設、設備及び運営に関する基準)

第6条 前3条(第3条中介護老人保健施設基準第1条及び第2条並びに附則に係る部分並びに第3条第2号及び第3号に掲げる規定に係る部分を除く。)の規定にかかわらず、ユニット型介護老人保健施設(介護老人保健施設基準第39条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。)の施設、設備及び運営に関する基準は、次項及び次条に定めるもののほか、介護老人保健施設基準第39条、第40条、第41条(療養室、診察室及び機能訓練室に係る部分を除く。)及び第42条から第49条まで並びに介護老人保健施設基準第50条において準用する介護老人保健施設基準第5条から第9条まで、第12条、第14条から第17条の3まで、第20条、第22条、第23条、第24条第1項、第24条の2、第26条の2、第28条から第37条まで及び第38条第1項並びに令和6年改正省令附則第2条、第4条及び第6条に定めるところによる。

2 前2条の規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第4条中「前条」とあるのは「第6条第1項」と、「第5条から第23条まで、第24条の2」とあるのは「第42条から第49条まで並びに介護老人保健施設基準第50条において準用する介護老人保健施設基準第5条から第9条まで、第12条、第14条から第17条の3まで、第20条、第22条、第23条、第24条の2、第26条の2、第28条」と、「次条」とあるのは「第6条第2項において読み替えて準用する第5条」と、前条中「第38条第2項各号」とあるのは「第50条において読み替えて準用する介護老人保健施設基準第38条第2項各号」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第7条 介護老人保健施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定による基準において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次の各号に掲げる基準において書面で行うことが規定されている又は想定されるもの及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(介護老人保健施設基準第5条第2項第2号に規定する電磁的記録をいう。)により行うことができる。

- (1) 第3条第1号に定める基準のうち介護老人保健施設基準第6条第1項及び第9条第1項に係る部分
- (2) 第6条第1項に定める基準のうち介護老人保健施設基準第50条において準用する介護老人保健施設基準第6条第1項及び第9条第1項に係る部分

2 介護老人保健施設及びその従業者は、交付等(介護老人保健施設基準第51条第2項に規定する交付

等をいう。)のうち、この条例の規定による基準において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(同項に規定する電磁的方法をいう。)によることができる。

(介護老人保健施設基準等の改正に伴う経過措置)

第8条 介護老人保健施設基準(介護老人保健施設基準を改正する省令を含む。)の改正により、現にこの条例の規定による基準に適合している介護老人保健施設が当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。

(施行の細目)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日条例第28号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月29日条例第48号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。